

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第33号 平成25年度開成町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

では、予算書1ページ目をお開きください。議案第33号 平成25年度開成町一般会計補正予算（第1号）。

平成25年度開成町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳出予算の補正。

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成25年5月8日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。第1表、歳出予算補正です。今回の補正は、歳出予算のみでございまして、3款民生費、1項社会福祉費に1,242万円を追加します。また、同額を予備費の減といたします。総額の変更はございません。

それでは、詳細を歳出予算事項別明細書により説明いたします。6、7ページをお開きください。

○福祉課長（遠藤伸一）

6ページの2、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、6目福祉会館管理費でございます。節のところで委託料及び工事請負費の追加でございます。説明欄でございます。空調機器更新及び防音工事監理業務委託料の新規の追加でございます。加えまして、空調機器更新及び防音工事費の当初予算に加えての補正の追加でございます。

内容といたしましては、福祉会館の空調機器の騒音対策に係る機器更新及び防音工事について、当初予算計上時と24年度予算で実施いたしました実施設計の概算工事費の中で少し差が出ましたもので、補正をするものでございます。

工事請負費の追加の主な内容としては、新しい空調機器の設置場所を当初予算時の既存の2階屋上のところから会館南側の建物に隣接している駐車場に移したことに伴うもので、一つ目として、冷温水配水管を新規の場所に移しますので、新規に配管をしなければいけない、その経費。

二つ目としては、電源の動力盤が、やはり既存の空調機器がついております2階屋上部分にございますので、そこまでの電気配線の経費でございます。

また、別の要素として、当初予算に計上していなかった地下に設置されています蓄熱層の温度検出器及び制御盤の経費が主な要因となっております。

また、この補正で新たに計上いたしました、工事の管理業務委託につきましては、この工事が県基準の騒音を下回るという部分で、設計どおりにしっかり工事をするというようなことで、専門家による施工の管理ということで、その委託料を追加するものでございます。

南側へ変更した主な理由としては、ともに既存の場所においても、防音パネル設置で県基準はクリアできますが、既存案ですと、設置される２階屋上と同じ高さで騒音の理論値が４５デシベル、県の基準を超えるという状況があります。また、２階にあることで視覚的圧迫感等があり再度苦情につながるおそれがあると、そのように考えまして、今回につきましては騒音課題をクリアすることを重点に置き、工事費が多くなりますが、変更したものでございます。

説明は以上です。

○財務課長（加藤順一）

１３款予備費です。同額保険費といたしまして調整いたします。

説明は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

１番、菊川敬人君。

○１番（菊川敬人）

１番、菊川です。ただいま課長から説明がありましたが、平成２３年度の福祉会館空調機器改修工事基本計画が、平成２３年に出されております。これから、今度変更になりました今年度の３月２９日の積算完了時点での差異の部分補正という形になっていますが、２３年度の基本計画から１年経過した今、予定が変更された経緯、なぜここで、２３年度のところでいいと思ったものが変更になったのか。先ほど説明がありましたが、どうも私は２３年度でしっかりした計画を立てているので、それでいいのではないかというふうに感じております。これが１点と。

もう一点は、２階に設置した場合は、４５デシベルが境界値の騒音理論値ということで、４８ですか、４５をオーバーするということですが、これも平成２４年度の３月にいただいた基本計画の中では、１．５メートルのところでは４２ということでしたが、３メートルの高さで測定したときに、実際には騒音値が下がっているのですね、１デシベル。にもかかわらず、今回はオーバーするという形になっていますが、このところの差異が生じていることが理解できません。どうしてこういう形になったのか、説明を求めたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご説明をさせていただきます。２３年度において基本計画を策定いたしました。それについては、議員さんにもお示しをしているわけでございます。その策定の検討の中で、実はＬＰガスを使う方式、場所を移す、今の電気による空冷チラーについて、その時点で２階から降ろすとか、そこら辺も視野に入れておったわけでございますけれども、その中で、今回の計画においても北側から敷地境界までの距離が、ともに北側も１４メートルほど、南側も１４メートルほどということで、余り変わらないではないかと。

基本計画において一つ落としたことは、騒音の専門メーカーさんに理論値の計算を
しっかり…、委託しました事業所においても計算をしたわけでございますけれども、
それほど変わらないだろうということで2階案にしたわけです。

先ほど二つ目の質問で、地面から1.5メートルのところと、3メートルのところ
を比べると1デシベル下がっているということで、そこはうちのほうとしては、ほぼ
同じであつただろうと。

ただ、2階のチラーの高さと同じ高さで、6メートルから7メートルぐらいになり
ますけれども、そこら辺で理論値を出しますと48デシベルと。下のほうですと、明
らかに45より下の42と出ておりますので、やはり1.5と3、さらに2階の上で
大分距離感が違うので、その差が出たのではないかというふうに思っています。

そういう中で、基本計画の際には県の理論値の部分、グラウンドから1.5と3メー
トル、そこだけの検証でやって、既存のところでもよかろうと。ただ、その後、いろ
いろ現場等も踏んだ中で、やはり2階にあることによって、あそこの3階面とL字型
になっているところにあるということで、非常に反響音も入っているということもあ
って、1階に降ろすことによって置き場所が一つ下がるということで、周りへの拡散
が違うのではないかということもありまして、最終的には苦情が出ないように基本計
画等を変えて、南側にしたものでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

状況については、今、課長がお話ししたとおりでございます。1点目の菊川議員の
質問につきましては、先ほど課長が説明しましたように、特に蓄熱槽ところの温度検
出の関係、そういったものの追加部分がかなり大きな部分を占めたというところでご
ざいます。

2点目につきましては、今ご説明しましたように、2階の部分がL字型の変則とい
う状況になっています。これは2年前にも現地、深夜に私どもも立ち会い、苦情者の
方も出ていただいた中で立ち会った状況で、やはりほかの部分も、例えば工場関係で
何か動いていますと、そういった部分を拾い集めるような、ちょっと複雑になってい
ますので、そういった部分も含めて、今回はより低く安全にできる、そういった設置
場所を選択したということでございます。

以上です。

○1番（菊川敬人）

最終的には境界で45デシベル、深夜の場合はクリアしていれば、法的には問題な
いわけですし、あそこは夏場、特に暗騒音を考えますと多分45以上にいっていると思
うんですよね。そういう面からすると、必ずしも45を下回らないと絶対だめとい
うことも、法的にはいけないのですけれども、少し猶予する部分もあるのかなという
ふうに考えます。

それから、基本計画の中で示されていたのを、騒音の理論値ではありますが、空冷のポンプチラーを北側の2階の屋上に設置した場合、防音壁を設置することによって、44デシベルまで下がるんだよという資料を以前示されました。このときには同僚議員のほうからもいろいろ質問がありまして、一般質問でも取り上げられていますが、吸音を兼ねた防音パネルを設置すると大丈夫だよということでありました。そのようなことから私自身も、2階に吸音を兼ねた防音装置を設置することで45をクリアできると踏んでいたんですが、以前、2階の部分で、前に示されました基本計画の防音壁を設置することで、45はクリア本当にできないでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。今回の計画におきましても、2回の既存の設置場所に行いしても、県の規制基準で測りますと、42デシベルとなっております。

今、ご指摘の基本計画の際に44デシベルとなっておりますけれども、今回、防音壁の一番上部の部分についてちょっと特殊なものを使いまして、実施設計業者によると東名高速等に使っている、一番上についているもので、音を少し拡散させるという機能のあるものをつけることによって、42デシベルになると。すなわちそれによって、北側でも南側でも42デシベルということで、県基準値、すなわち議員ご指摘のとおり、地面から1.5、あるいは3.3メートル、そこでは42ということがクリアされておりますので、また、今回設計の際に、45を目標というよりも42くらいに下げられないかということで検討した結果、そういう形をとりましたので、ぎりぎり45でクリアではちょっと危険だなということで、42を目標につくらせていただいたということで、基本計画のときの44デシベルでも県基準はクリアをしておるわけでございますけれども、18年ほど使ってきた中で、16年目くらいから苦情が発生してきたというような部分で、ある程度経年変化等もあり得るのかなと。補修業者等、設計業者等に聞きますと、補修をしっかりとっていけば、そのくらいの年月は大丈夫だろうということですので、ただ、少し安全度を見たということで、今回の計画ではさらにデシベルを下げるのができて、これでいこうということで、方向性が定まっております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

であれば、この基本計画のときに、44という数字よりもさらに安全率を見た形ということでありますが、ここの1年間の間にもう少し検証して、25年度の予算でそれを含んだ形で計上すべきだったのではないかなというふうに思うんです。

ちょっと、私も減衰量を計算してくればよかったんですけども、ちょっと忘れてまして、理論値を出してこなかったのですけれども、これは公式でありますから、どこ

のメーカーさんがやっても、そんなに数字は変わってこないと思うんですね。ログで効いていきますから、距離で減衰量というのは効いてきますので、どこのメーカーさんが、誰がやっても、そんなに数値は変わらないと思うんですよね。ですから、この1年間にそのままにされたことが、やはり問題かなということと。

もう一つは、予算に管理費を計上していなかった。慎重に進めるべき工事であるので、ここで管理費を計上したいんだよということについても、やはり計画時に管理費は含むべき項目じゃなかったのかなというふうに思うのですけれども、その辺、入っていなかった経費について、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員のご質問にお答えをいたします。まず、一つ目は、そういう安全度を見るのだったら、25年度予算計上時にもう少し検討してできたんじゃないかというようなご質問かと思えますけれども、基本計画を受けまして、県とも調整をしながら、早急に改修が必要だという中で、25年予算計上時等にも、基本計画をつくった業者等とも継続して相談をしておったわけでございますけれども、実は実施設計をしていく中で、既存の場所について、チラーも18年ほどたっておりますから、違った形式のものになる。すなわち大きさ等も違うということで、その設置するコンクリートの足場みたいなものをつくる場所も違うと。そうすると、あそこの2階の屋根については、防水工事が全面にわたってしてあると。足場も含んで防水工事をしてあるので、その防水工事を2階全面でしなきゃいけないとか、いろいろな状況も生まれてきました。そういう中で、当初予算計上時には、そこまで検証されていなかった。

そしてもう一つは、先ほども申し上げましたとおり、2階に設置してあることによる、県なんかもと調整している中で、例えば、改修しました、前は47でしたけれども、42になりましたといったところで、実際に住んでいる人たち、なかなか人間の耳も42と47を聞き分ける状況がございません。同じところで同じことが動いているんじゃないかということで、視覚的に苦情につながってしまうと。そこら辺が、最後に実施計画を通じた中で、町が判断した大きな違いというようなことで、先ほども説明したように、それによって、いろいろな別の経費がかかってしまったという経緯があるということで、補正になってしまったということをご理解いただきたいと。

次に、工事監理業務委託料をなぜ当初予算で計上しなかったかと。実は、既存の場所の設置の場合、冷温水の配水管、あるいは電源の配線については、建物の中については既存の配水管を使えるということで、ほとんど機械設備工事という判断がありましたので、工事監理はなくても、しっかりやれば大丈夫だということで考えておったわけでございますけれども、場所を変えたことによって、冷温水の配水管を1階の天井内を通したりする建築工事部分が増えてきたと。あるいは電気配線についても、そういうとり回しをしなきゃいけないという部分で、建築工事部分がちょっと増えてきたというような部分もございまして、主にそういうところも見てもらおうということ

もありまして、それで、先ほど申しました、騒音を設計どおりやることによって理論値を達成するということで、当初予算では想定していなくて、補正予算に計上したものでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

すみません。もう一回、お願いします。そうしますと、今回のこの補正に関してはメーカーさんの責任設計施工という形で、保証については、メーカーさんが保証していただけるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

工事請負を入札により業者を決めた場合、その業者さんが、それを達成するということが保証されるのかということでございますけれども、基本計画でも、44デシベル、今回の実施設計で理論値を出してございます。

今回の実施設計においても、その建築設計の業者に実施設計を委託したわけでございますけれども、その中の仕様書で、先ほど議員さんも、騒音測定については、どこの業者がやってもというような部分がございましたけれども、やはり環境に特化されている騒音工事を実際にやったことのある専門業者にちゃんと確認をして、検証をしてやってくれよという部分で、最初に出したところ、騒音計算書というのを設計の中につけていただいてやりましたので、工事監理をさらにつけることで、それが達成されるものと。

私は、契約の中でそれを保証するという条項までつけられるかどうかまで、ちょっと確認はしてございませんけれども、実施設計の中身、そして、その工事監理によって、達成できるものと考えております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。まず、福祉会館建設した設計的な問題が、今回の騒音のいろいろな問題に波及しているのではないかと考えております。18年前に設置されたわけですが、その当時は、最新のヒートポンプチラーを採用しているというふうに考えております。

今、説明の中で、雨漏り等の関係も含めて、今現在ある2階については、そこに設置した場合、いろいろな不具合も生じざるを得ないと、こんな答弁があったんですけれども、やはり1,000万を超える今回の工事請負の変更というのは慎重に扱うべき課題だというふうに考えております。

そこで2点伺いいたしますが、空冷のヒートポンプチラーの件でございますけれど

も、今、技術革新が進んでおりまして、当時より騒音を含めて改良されてきているのではないかと。ということは、規制値をクリアできるような形で、業者のほうも改良が進まれているというふうに私は認識しているのですが、今回の提案されているものは、最新のチラーであると。これでいきますと、騒音値が67.2デシベル、これ以上低温、騒音を低くする装置はないということなのかどうか。そこを一つ確認しておきたいと思います。

2点目は、2階を1階のほうに移ることによって、周辺住民、あるいはその他を含めて、健康被害的なものは起きないという確証が本当に得られるのかどうか、今後の維持管理にかかっているというふうに私は思います。

今回の補正予算の中で、工事管理費委託の計上をされておりますけれども、今後、定期的に騒音測定をし、維持管理をきちんとしてもらわないと、やはり同じような問題が波及しないようにしてもらいたいのですけれども、その辺の考え方について、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員の質問にお答えをいたします。今回、騒音を下げるという部分で、2点あるかと思えます。

まず、その機械自体の騒音でございますけれども、業者さんによりますと、やはり中でコンプレッサーなんかが動く音。当然、そういう部分は大幅改善をされていると。ただ、最終的には、いわゆる吸気、換気、チラーがそれにやるにあたって、当然、空気の出入りがあると。そこら辺については、なかなか騒音値が下がってこないというようなご指摘がありました。

そして、今回、専門的な説明があったわけですが、まず、ともに空冷のヒートポンプチラーなんですけれども、いわゆるコンプレッサーと言いましたけれども、その駆動部分が、既存はレシプロ式の方法、いわゆるエンジンなんかでレシプロエンジンなどと言いますけれども、それをロータリー式という形に変えたんだと。ということによって、少し改善されていると。ただ、それはそんなに大幅には変わっていないと。

次に、防音パネル、あるいは吸音機みたいなもの、今回は吸音機はつけていないで、防音パネルでやっているわけでございますけれども、なかなか45、42、40と、そこら辺になりますと、なかなか下がってこない。最終的にはどうしても換気、空気の出入りというのが、どんなに周りにいろいろな機械をつけても、そこは確保しなければ効率が上がってこないということで、できる限り下げてきたというようなことでございます。機械については、ある意味、より新しいもので、騒音の少ないものを選択していただいたというようなことでございます。

次に、維持管理のお話でございますけれども、これにつきましては、既存におきましても、指定管理を委託しております開成町社会福祉協議会、その指定管理料の中に、

当初から補修業者による定期的な補修のお金が入っているわけでございますけれども、今回についてもそれを行っていくと。今回、基本計画時点なんかでも、その補修業者等に大分聞きました。設置当時と、15年、16年、17年たった中で、どこが大きくなるんだというようなことでは、やはりコンプレッサーとか、その周りの機械類のびりつきとか、ただ、それは保守点検をしてきているよということで、ただ、現実としては、基本計画にも書いてあるとおり、少し大きくなってきていると。それが、苦情が15年、16年目から出てきたように、機械の標準の使用期限は20年というのがあるそうですけれども、それよりちょっと前にそういうような形になってしまったことが、ちょっと困ったことなんですけれども、維持管理をしっかり定期的に行っていくということで、維持をしていくというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、質疑は、井上宜久君。

○6番（井上宜久）

6番、井上です。今、同僚議員の二人の質疑を聞いていますと、個人的には、将来に向けて、騒音を少しでも減らしていきたいということを考えると、今回の設計変更に伴う事業費増はやむを得ないかなというような感じを受けたところなんですけれども。

私がお聞きしたいことは1点、今回の変更に伴って、駐車場が3台減少するよ、置き場所が減るよという説明をされましたけれども、本当に3台で済むのか。その辺のしっかりした根拠というか、そういうのを教えていただきたいというのと。3台ぐらいただと体制的には支障ないというふうに判断していますけれども、その辺の根拠を教えていただきたいのと。

あとは参考に、通常の中で、駐車場の状況がどうなっているものか。通常の中でも、単に枯れているところがあるのか。その辺の状況を参考に教えていただきたい。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員のご質問にお答えをいたします。チラーの設置された工事完了後、3台分の駐車場が埋まることになっています。

そして、今回の場合は、工事中においても、開館しながらやるということで、今の仮設設計図によりますと、やはり作業スペースも必要なので、工事中は5台分は使わせてほしいというようなことがございます。

そして、現在、現行の福祉会館敷地内の駐車場可能台数は、白線で規定されている場所が38台、1台、1台が出入り可能な状況の中で、ぎりぎりいろいろなところにとめた場合プラス10台で、今48台の中將スペースがあると。そのうち社会福祉協議会が使っている公用車が4台占めているということで、44台あると。その中で3台、工事中については5台あるというようなことで、若干その分が減るわけなんですけれども、少し影響があるとは思ってございます。

今、既存の中でどうだというようなこともございましたけれども、皆さんもご存じ

のように、多目的ホール、最高300人を超える人員が入ると。それが多数詰めかけたときには、あふれていっぱいになってしまうと。そういう際には、休日等にやる場合には、近隣の事業所の駐車場を使用したり、あるいは隣接の駐車場をご厚意で貸していただいたり。その頻度でございますけれども、実はこれについては騒音問題とは別の問題で、毎年いろいろな話が出ているわけですが、大体月に1回以上はないと、1回以内と。年間に10回ぐらいはそういうイベントが入ってしまうというようなこともあるようです。

ただ、そのほかのところでいいますと、例えば、夜なんかに会議が重なったときなんかでも、結構いっぱいになってしまうと。そういう場合には、先ほど言いましたように、白線の書いていない枠外なんかを、管理人がいますので誘導して使って、どうにか対応しているというような状況だそうでございます。

そういう中で、3台ほど減ることによって影響率が少し上がるということは少し心配してございますけれども、駐車場を潰すという判断をしたわけでございますけれども、最低限の影響だという判断をしまして、決断をしたわけでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上宜久君。

○6番（井上宜久）

井上です。もう一点お聞きしたいのは、そうしますと、工事中は5台だけど、最終的には3台だよということで理解をします。

あと町の職員等については、通勤時は別の駐車場を借りて、庁内を利用していないと思うんですけど、社協の職員の場合はどういう対応をしているのかというのと。

あとイベントによって、外部を借りるときには、イベントの当事者、主催者が調整して借りているのかどうか、その辺までちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

まず、社協に勤めている職員の利用状況でございますけれども、自転車等で来ている者もいるようですけれども、2、3人は、その駐車場スペースを使っているという現状というふうに伺っております。

そして、イベント時の駐車場の確保の方法ですけれども、利用時に社協の窓口でご案内なんかをして、ここへ行くと頼めるよということでご案内をしながら、そういう支援をしながら、結論的には、利用するところが先方へ出向いてお願いをしているというような現状だそうです。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑、山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回の提案が出る前に、議運で審議している中で、いろいろ

な課題等の中で、資料を提示してくれというお願いをしているんですが、今回、説明の中でなかったもので、この場でお聞きしたいのですけれども、まず、駐車場の車の出入りの中で、設置されているチラーの囲いから、どのぐらいの距離がとられているのかというのがわかる資料くださいというのと。

あと、反響音が上に上がったときに、その設置場所の上にベランダがありますので、そのはね返りの音響がどのくらい出ているのかというデータと、あと、この防音壁の部分が、通常G L設定しているところから4、762上がると言うんですけれども、そこに工作物を設置することによって、室内の採光、要するに太陽の光をどのぐらい現況と遮るのかという部分、一番重要になると思いますので、そこら辺の提示をしてくれというふうに言ったんですが、今回、説明の中になかったので、ちょっとここでお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員のご質問にお答えをいたします。まず、先ほど建設工事完了後は、チラーのスペースだけで3台分というふうに申し上げましたけれども、工事中におきましては、もう一回、メートルでいいますと、チラーについては四方、縦横6メートル、6メートル出っ張ってくるというふうなことで、3台分出るというような状況がございます。

そして、ベランダの関係でございますけれども、確かに今、福祉会館の3階についてはバルコニーが出っ張っております。そういたしますと、チラーをつける南側の機械が、建物から約3メートル離れてつくので、犬走りみたいな形のものがありますので、ベランダについては約1.5メートル建物から出っ張っております。そして、地表からの高さ、バルコニー、ベランダの底面が、地上から約7.9メートルのところにあります。そして、今回、騒音を計算したときに、ベランダは想定したのかという部分では、一応想定はしたと。ただ、距離もあるし、出っ張りが案外少ないもので、そこからの反響音については、上へぶつかって確かに外へ出ていくものはありますけれども、それは100%というよりも10%以下だというようなことで、直接影響しないということでございます。

そしてあと、採光につきましては、議員ご指摘のとおり、影響がございます。今回、そこが一番苦勞したところでございます。ご存じのように、デイサービスをやっているデイルームがございます。今回はデイルームを避けての設置となっております。

ちなみに防音パネルも含めると高さが4.8メートル、先ほど申し上げましたとおり、横の幅が6メートル、その壁が建物の窓から約3メートル離れて壁が設置されたと。その設置されたところの中の室内は、どういう部屋があるかといいますと、地域包括センターの事務室、介護保険のスタッフルーム、そこについては、本当に壁が覆われてしまうと。ただ、デイルームについては光の影響はないということで、確かに事務室には影響がございますけれども、デイルームは平気だということで、今回、そこに設置することを判断したものでございます。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。先ほどチラー囲いについては６メートル四方というような表現をされていたんですが、今、自分が心配するのは、それができることによって、駐車場の出入りですね。その部分で、現況５メートルの奥行をとっている駐車場をさらに１メートル出すということは、現況では右折できるものが、左折しかできないというような現状が、これは図面を見的过程中で考えられます。そうすると、裏側から通って出る場合、ミクニ書店側はポールが立っていて車の出入りができないとなると、どこかでＵターンをして戻ってくるというような部分が、ここでは起きてくるのではないかというふうに懸念するところが一つ。今後のお願いなんですけれども、図面表記する場合、ただ１００分の１、２００分の１を、図面縮尺をコピーで何％とかして、我々に出されていると思うんですが、その部分に何％と明記してもらおうと、三角スケールか何かで距離等を測れるので、ここで数字的根拠を追及する必要はないと思うんですけれども、そこら辺の部分で議運の中でちょっと懸念していたもので、ぶつけていたというところがありますので、そこら辺は今後の資料提出の中で、ぜひとも改善をしてもらいたいというふうに思っているところであります。

また、ベランダの反響という部分では、そのまま筒抜けで上にいくから余りないだろう、１０％ぐらいだろうという答弁をもらったんですが、仮にそうであれば、現況の２階の部分に同じようなやり方をすれば大丈夫じゃないのかなというふうに自分は感じちゃったんですよ。そうすると、南側の部分にチラーの施設を持ってくるということに対してまだ理解ができていないという、配管距離なんかでも、これに出ている寸法から追うと、行って帰ってという距離になると１００メートル近い距離が増えてくると思うんですよ、元の場所との距離で。そこなんかしてくると、果たして南側に持ってくるメリットがあるのかという部分では、まだ、説明の中では理解しがたいという部分で、逆に言えば、裏側のバスの車庫か何かありましたよね。あれの横あたりぐらいにつくって、裏側の田んぼに持っていけば、同じ３台を潰しても可能ではないのかなと、距離も短いし、もうちょっと検討の余地があるんじゃないのかなというところが、物すごく今回の計画に対して変更したことに対して、理解、また説明が少な過ぎるという部分で、ちょっと感じているところがあって、理解しがたいと思っています。

それは、当然提案されているので、それなりの町長部局で議論した中で、今回提案されていると思うんですけれども、それ以上、内容的なものをああだこうだとかここで言うつもりはないんですが、大きくここでまとめると、これ福祉課で答弁するのか、町長部局のほうで答弁するのかお聞きしたいんですが、当然、今回南側に持っていく、これは騒音が一番の問題とは思いますが、公共物、要するに公共施設ですね。そういうものをどのような角度から見ているのか。実用性なのか、当然これは実用性も兼ねた中で、美観的問題も公共施設というのは加味していると思うんですよ。

今回、南側の部分にチラーを持ってきたということに対して、福祉会館、公共施設を見たときに、あそこの部分はアールでできた坂道の通路がある。まして転落防止柵というのが鋳物で、特注か何かでつくって、あじさいがモチーフにされているような公共施設、通常よりも高い金額を投資した中でつくっていると思うんです、これは。そのような、皆さんが見たときに、いい建物だなというところに、果たしてこういうものを南側の部分に持ってきていいものなのか。やはりこれは東側、もしくは現況にあった北側、防音壁の頭を塞いででも音を下げて現況のところに持っていくという考えはなかったのか。景観というものは、まちづくりをつくる意味でも重要なところになってきますので、なぜ、南側のメインなところに持ってきた判断をしたのか。公共物に対してどのような考えを持っているのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

山田議員がご指摘されている、建物の本質的な捉え方というのは、言われるとおりだと思います。

ご承知のとおり、先ほど高橋議員のお話をされていた部分もあるんですけども、あそこの場所に、ああいう形態の福祉会館を設置したといったことで、いわゆる騒音対策というか、そういったものをそこで改めて考えなければいけない。そこにどういうふうに手当をするのかというのを考えると、大がかりな改修といったことを前提にすれば、今ご指摘いただいたような、その中に仕舞ってみたいな、そういう方法も考えられるという部分がありますけれども、今回の提案させていただいている部分については、機能を重視していきたい。必要最低限の経費の中で対応していきたいというのが、まず1点あります。

ご承知のとおり、あそこの場所は、都市計画の区域的にも微妙なところに建設をされているという大きな問題意識があります。既に25年度の当初予算の中で、こういう形で予算計上させていただいて、お認めをいただいたといった部分があります。それでこの5月に、また改めてそれを改修するというふうなことで、ここで補正予算措置をさせていただいていますけれども、ここの設置の方法、手段については、予算の査定の段階でも、なかなか45を死守できるのかどうか。そこが死守できなければ、やはりやっても無駄になってしまうといった部分があります。

お認めをいただいた以後も、所管課のほうでは、その辺を具体的に設計者を含めて、引き続き検証を重ねてきた結果として、今の南側の場所に設置をする、そういう方法を選択しました。経費についても、ここで補正予算で少し膨らんでしまう部分もありますけれども、まず1点は、申し上げたいのは、設置場所そのものがなかなか難しい場所にあるといったことと、あと施工上の問題として、やはり45を死守しなければいけない。ただ、ご指摘いただいたとおり、この設置方法によって、それが絶対にできるかということは、断言がなかなかできにくい部分もあります。それに向けて、最

善の方法をここで予算計上させていただいたといったことでお認めいただきたい、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

先ほど山田議員のほうから質問がありまして、交通の駐車場の関係につきましても、スムーズな通行ができるように、危険がないように対処する所存でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

他に質疑ありませんか。

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。1点確認させていただきたいのですが、今回、仕様でメーカーと型式が指定されていますが、この機種に関して、今まで問題になっていたのは周波数、要は周波数の低い音がなかなかとりにくいという部分がありますので、その部分のメーカー側の周波数別の騒音値というのは入手されて、検討されたんでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

今、低周波の件だというふうに思いますけれども、実際、今の既存の機械も、新しい機械も、前の基本計画のときに、40ヘルツとか、200ヘルツのところが、苦情者宅で調べたきに出ているという状況がございますけれども、チラーにおいてはそういう状況はないということは確認をしておりますので、なかなか低周波が発生することについては、実は究明はできていませんけれども、いろいろな影響もあるのかなということで、機械につきましては、そういうところにピーク値を持っていないということは確認しております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

最終的には、騒音値が下がっても、低周波の問題というのは、騒音の問題というのは、非常に後までついてくる問題でありますので、その点、ちょっと気がかりでありますから、そこを十分検証していただいて、また、そのたびに再度補正ということがないような形で進めていただきたいと思います。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

それではお諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第 33 号 平成 25 年度開成町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（茅沼隆文）

起立多数によって、可決いたしました。